

地域防災活動の支援に向けた研修「よこはま防災研修」のご案内【情報提供】

1 事業の趣旨

地域防災活動の支援に向けた研修「よこはま防災研修」では、町の防災組織（自治会・町内会等）において、防災・減災活動の担い手を育成し、地域防災・減災活動を推進してもらうことを目的としています。

今回は、地域における防災活動の支援として、自治会・町内会員等向けに「よこはま防災研修＜基礎編＞」と「よこはま防災研修＜支援編＞」の2つの研修をご案内させていただきます。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。

定例会等で周知をお願いします。

3 研修の概要

（1）内容

①「よこはま防災研修＜基礎編＞」

横浜市消防局が運用している「よこはま防災 e-パーク」のWEB研修を受講する形式としています。災害に対する日頃の備えなどの自助、地域防災拠点の運営取組例を通じた共助の紹介、いざという時の避難方法の確認など、防災の基礎を学び、町の防災組織（自治会・町内会等）において、地域の防災の担い手の育成や地域の防災・減災活動を推進する内容となっています。

②「よこはま防災研修＜支援編＞」

地域にアドバイザーを派遣し、防災まち歩きや安全マップ作成等を実施することにより、地域の防災力向上に向けた取組を支援します。

地域の方と話し合いながら、地形、戸建てやマンション等の住居種別など、地域の実情に沿った研修を実施します。

（2）実施期間

①「よこはま防災研修＜基礎編＞」

WEB研修のため24時間いつでも受講できます。

②「よこはま防災研修＜支援編＞」

令和7年7月から令和8年3月（具体的な受講日は各自治会・町内会等と調整）

4 受講対象者について

①「よこはま防災研修＜基礎編＞」

自治会・町内会員、マンション管理組合員等を含む、どなたでもご受講いただけます。

②「よこはま防災研修＜支援編＞」

自治会・町内会員、マンション管理組合員

5 受講方法について

①「よこはま防災研修＜基礎編＞」

【受講方法】以下の、URL や QR コードから受講できます。

URL : <https://bousaie-park.city.yokohama.lg.jp/>

QR コード :



②「よこはま防災研修＜支援編＞」

【申込期間】令和7年7月1日から12月26日までとなります。

【受講方法】以下の、URL や QR コードからお申込みいただけます。

URL :

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/dc98aafb-6148-4178-980d-4f7c7be24feb/start>

QR コード :



総務局地域防災課
担当 佐久間、神田
電話 045-671-3456 /FAX 045-641-1677
メール so-chiikibousai@city.yokohama.lg.jp

防災研修

基礎編

支援編

ステップアップ編

事例発表会

防災の
「これだけは
知ってほしい」
無料講座

「基礎編」は、「よこはま防災e-パーク」
で学ぶWEB研修です。

対 象

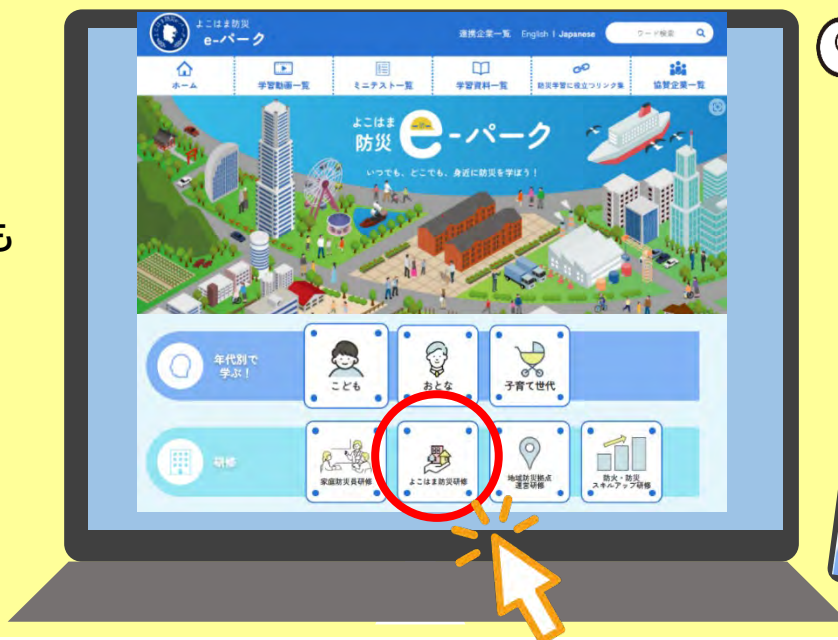
どなたでも！

場 所

いつでもどこでも
オンライン！

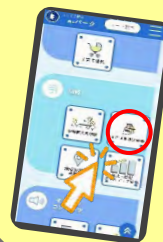
内 容

必要な備えなど
防災の基礎を
学べます！



よこはま 防災研修

視聴はこちらから



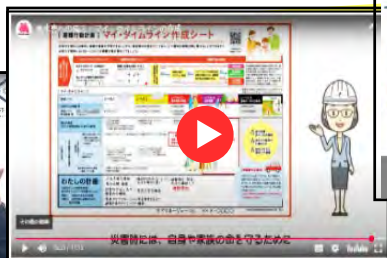
スマホ版も！

動画で学びましょう

まずは、自宅の対策を見直そう！



日頃の備え



風水害の備え



町の防災組織



災害時の避難

クイズで確認！



横浜市消防局マスコットキャラクターハマくん

目指せ！！
レベルアップ！

修了証も取得できるよ



防災研修

基礎編

支援編

ステップアップ編

事例発表会

地域の
防災力向上に
役立つ

「地域の特性」に応じてしっかり学べる実践講座！

お住まいの地域に
カスタマイズした
研修内容をご提案します

横浜市危機管理室公式キャラクター
みなモル



横浜市危機管理室公式キャラクター
ハマらび

参加無料

あなたの地域に
防災アドバイザー
が伺います

※事前によこはま防災研修(基礎編)を受講することを推奨します。

対象

自治会・町内会、マンション管理組合(5人以上のグループでお申込みください)

場所

研修場所の確保をお願いします。アドバイザーが研修場所へ伺います。

内容

次のプログラムからご希望の内容をお選びください(複数可)

必須

●地域特性に応じた基本的な災害の備え(目安時間30分)

家の周りの被害想定、ご存じですか？

●風水害への備え(目安時間30分～60分)

マイ・タイムラインを作成してみましょう！
横浜市避難ナビで水害リスクを確認！

●地震への備え(目安時間30分～60分)

「感震ブレーカー」設置していますか？
個人備蓄を日常生活に取り入れてみましょう！

●グループワーク(目安時間60分)

「災害が起きたら？」をケーススタディーで考えてみましょう！

昨年度の受講者満足度

92% の実績！

*昨年度受講者アンケートより

それぞれ
「戸建て編」
「マンション編」
から選べます



申込方法

横浜市電子申請サービス
(二次元コード)から
お申し込みください



よこはま 防災研修



よこはま防災研修HPはこちら！



お申込み
受付期間

令和7年 **7/1(火)**～令和7年 **12/26(金)**

※受講希望日の2ヵ月前までにお申し込みください。日程についてはアドバイザーから直接申請者に連絡します。

開催**600**日前記念！

GREEN×EXPO 2027 ってなに？



瀬谷区マスコットキャラクター
せやまる

1
週
間
展
示
で
わ
か
る

7.23－7.29
10：00～20：00

相鉄ライフ ミツ境
3F コミュニティスペース



せやまるの妹
このは

7.23 限定

オープニングイベント

☕ コーヒーかすで作る！
エコな消臭剤づくり体験

11：00～16：00

当日先着順 200名

上限数に達し次第終了となります

協力 スターバックスコーヒーTSUTAYA
相鉄ライフミツ境店



せやまる

連動企画！

GREEN ACTION PROGRAM

オープニングイベントに参加して相鉄ポイント
に交換できる「グリーンアクションスタンプ」
を貯めよう！



詳細はこちら

主催 横浜国際園芸博覧会瀬谷区推進協議会、相鉄グループ、横浜市瀬谷区役所

後援 公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会



公式マスコットキャラクター トウキントウキン

GREEN×EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷

©Expo 2027

第 2 回第 5 期瀬谷区地域福祉保健計画策定懇談会の報告 および第 5 期瀬谷区地域福祉保健計画（素案）区民意見募集について

日頃より、瀬谷区の地域福祉の推進に御尽力いただき誠にありがとうございます。

令和 7 年 5 月 15 日に第 2 回第 5 期瀬谷区地域福祉保健計画策定懇談会を開催しました。第 5 期計画素案について策定委員による意見交換が行われましたので、ご報告します。

また、第 5 期瀬谷区地域福祉保健計画（素案）をまとめました。より良い計画にしていくことができるよう、皆様のご意見・ご感想を募集します。

1 第 2 回第 5 期瀬谷区地域福祉保健計画策定懇談会の報告について

自治会・町内会の皆様におかれましては、添付資料のご意見をご承知おきいただき、引き続き地域福祉保健の推進にご協力のほどよろしくお願いします。

なお、取組を進めるにあたり、ご相談等がございましたら、各地区の地区支援チーム（区役所・区社協・地域ケアプラザ）にご連絡をお願いします。

2 第 5 期瀬谷区地域福祉保健計画（素案）の区民意見募集について

- ・ 募集期間：令和 7 年 7 月 1 日（火）～7 月 31 日（木）
- ・ 意見の提出方法：下記①～④のいずれかの方法でご回答ください。
 - ① 横浜市電子申請・届出システム
（概要版に記載の二次元コードからご回答いただけます。）
 - ② 専用はがき（概要版に添付のはがきを切り取ってご利用ください。）
 - ③ F A X：0 4 5－3 6 5－5 7 1 8
 - ④ 電子メール：se-fukuho@city.yokohama.lg.jp
- ・ その他：今回お配りしているものは「概要版」です。「本編」は瀬谷区役所ホームページもしくは、概要版に記載の二次元コードからご覧いただけます。

3 添付資料

- ・ 【報告】第 2 回第 5 期瀬谷区地域福祉保健計画策定懇談会
- ・ 第 5 期瀬谷区地域福祉保健計画（素案）概要版

お問合せ先

瀬谷区福祉保健課運営企画係 柿澤・谷・半沢

電話 367-5743 / FAX 365-5718

メール se-fukuho@city.yokohama.lg.jp

第2回第5期瀬谷区地域福祉保健計画策定懇談会

5月15日(木)に、第5期瀬谷区地域福祉保健計画(令和8~12年度)の素案についての話し合いを行うため、第2回策定懇談会を開催しました。地域の各団体、医療機関、行政等の策定委員(17名)で意見交換を行いましたので、内容の一部をご紹介します。これらのご意見を踏まえて、第5期計画(素案)を修正していきます。

第5期瀬谷区地域福祉保健計画(素案)の基本目標を実現するための「6つの取組」について



基本目標Ⅰ：“おたがいさま”で支え合うまち

Ⅱ：健康でいきいきと暮らせるまち

Ⅲ：誰もが活躍できるまち

取組1：身近な見守り・支え合い・助け合いのつながりづくり

- ・「ゆるやかなつながり」は、第4期計画でも使われており、様々なところで広まってきているので伝わらと思う。
- ・グループホームで生活している人も、外国にルーツのある人も、みんな、もしもの時には、地域の中で顔が繋がっていることが一番大事である。

取組2：一人ひとりに応じた健康づくり

- ・フレイル予防は横浜市全体でも一生懸命に取り組んでいるので、瀬谷区の計画にも入れてはどうか。
- ・こどもの健やかな成長には、健診や予防接種が大事なので、載せるべきである。

取組3：健やかにこどもが育つ風土づくり

- ・20年続けている瀬谷区の「子育て応援ネット」は、瀬谷区として誇れる事業であるため、コラム等で載せるべきである。
- ・学校に通えない子に、どのように過ごしてもらうか、すぐに結論が出せなくても、地域福祉保健計画に入れて検討していくべきである。
- ・学習支援には多くのボランティアの方に来てほしい。また、その学習支援の中で、子どもたちが自己有用感を高め、可能性を広げてほしい。
- ・SNS等で、子どもたちが犯罪に巻き込まれないように、きちんと危険なことも説明し安全に守っていかないとけない。また、保護者を支える仕組みづくりも必要である。

取組4:様々な人と人との交流のつながりづくり

- ・ この計画(素案)のやさしい日本語版も作成するので、外国にルーツのある人を含めた全ての人に分かりやすい計画になると良い。
- ・ 障害者、認知症、外国人等とひとくくりせず、個々を理解する視点を忘れないでほしい。
- ・ 若い世代(次の世代)にスポットが当たりにくい。若い世代が瀬谷区の魅力を知って、「ここに住んで良かった」と思える仕掛けが必要である。
- ・ インクルーシブスポーツを瀬谷区全体で行っていき、つながりづくりを進めていきたい。

取組5:それぞれの力を生かすネットワークづくり

- ・ 同じ分野のネットワークだけではなく、他分野でのネットワークづくりが記載されていると良い。ダブルケア等、異なる分野の課題をネットワークを組んで解決できると良い。
- ・ こどもや障害者も力を発揮できる。困っていることのニーズだけではなく、「こんなことでもできますよ」ということがあっても良いのではないかな。

取組6:必要な情報や支援が届く仕組みづくり

- ・ 福祉サービスとつながっていない人にも、希望に応じて、情報が届く仕組みがあると良い(災害時のことだけでも良い)。
- ・ 連合やシニアクラブでホームページがある。二次元コードも活用している。多くの方への周知という点では、この計画も、スマホでも見やすい工夫が必要である。

【素案】全体を通して

- ・ 「瀬谷区で生活している『すべての人』を対象とします。」という表現や、「区民」「関係機関・活動団体・各種施設等」が計画に明記され、みんなで取り組んでいくことを改めて確認できた。
- ・ 地域福祉保健計画を知らない人が見ても分かりやすいように、マンガやイラストの具体例を入れた方が良い。
- ・ もっと、瀬谷区地域福祉保健計画を知ってもらえるよう、様々な場面で伝えていく努力をすべきである。また、この計画の途中経過も様々な会議等で伝えていきたい。
- ・ 地域や団体の活動は年度に区切られずに取り組んでいるものもあるので、5年間ごとに計画を立て、毎年振り返りをするのは、大変である。

学識経験者からのコメント

地域福祉保健計画は、他分野と関係しており、地域福祉保健は全てのテーマに関わってくる。

また、地域福祉保健計画は行政計画だが、他方で地域福祉保健の性質からすると、区民、関係団体、行政等の協働によって実践される計画でもある。

この素案で改めて、瀬谷区全体で取り組みましょう！という気持ちが伝わるか大事である。



- ・ 瀬谷区地域福祉保健計画(暮らしやすいまちづくりの計画)
- ・ 過去の懇談会の報告書(バックナンバー)

計画の位置づけ

各計画の関係



市計画では全市域を対象として、区計画を支援しているんだね。

瀬谷区全体が良くなるには全体計画と地区別計画の両方が推進しないとダメなんじゃな。

概要版

第5期 瀬谷区地域福祉保健計画

暮らしやすいまちづくりの計画

素案

計画期間：令和8～12年度



「みんなでつくる、みんなのしあわせ」を目指すために皆様のご意見をお聞かせください。

〈募集期間〉令和7年7月1日(火)～令和7年7月31日(木)

※本編は右の二次元コードもしくは、「第5期瀬谷区地域福祉保健計画」で検索してください。



地域福祉保健計画とは

地域福祉保健計画は、「地域に暮らす誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせるように、区民・団体・事業者・行政の役割と連携を明確にし、支え合う仕組みをつくる」ことを目的として策定・推進しています。

第5期 瀬谷区地域福祉保健計画の構成

基本理念のもとにみんなで6つの取組を進めることで、基本目標に掲げる3つのまちをつつていくことを表しています。

【基本理念】みんなでつくる みんなのしあわせ

基本目標Ⅰ

“おたがいさま”で
支え合うまち

基本目標Ⅱ

健康※でいきいきと
暮らせるまち

基本目標Ⅲ

誰もが
活躍できるまち

※健康とは…年齢や病気、障害の有無ではなく、心の充実や社会とのつながりを含めた幸福感や満足感のことを指します。

基本目標を実現するための6つの取組

1 身近な見守り・支え合い・
助け合いのつながりづくり

2 一人ひとりに応じた
健康づくり

3 健やかにこどもが育つ
風土づくり

4 様々な人と人との
交流の広がりづくり

5 それぞれの力を生かす
ネットワークづくり

6 必要な情報や支援が届く
仕組みづくり

郵便はがき

246-8790



横浜市瀬谷区ニツ橋町190
瀬谷区役所 福祉保健課運営企画係 行



差支えない範囲でご記入ください

該当する項目にチェックをお願いします。

〈年齢〉

☐ 18歳未満 ☐ 18～39歳 ☐ 40～64歳
☐ 65～74歳 ☐ 75歳以上

令和8年度から始まる
第5期瀬谷区地域福祉保健計画(素案)を
とりまとめましたので、
区民の皆様からのご意見を募集します。

いただいたご意見は計画の策定や推進、
地域福祉保健関連施策の参考にさせていただきます。

募集期間 令和7年7月1日(火)～令和7年7月31日(木)

提出方法

①横浜市電子申請・届出システム

右の二次元コードからアクセスいただき、
入力してください。



②専用はがき

左のはがきを切り取りご利用ください。

③FAX: 045-365-5718

④電子メール: se-fukuho@city.yokohama.lg.jp

※件名に「区民意見募集」と表記してください。

お問合せ先

瀬谷区役所福祉保健課運営企画係

☎045-367-5743 FAX: 045-365-5718

●いただいたご意見への個別の回答はいたしませんので、ご了承ください。
●提出に伴い取得した個人情報は、「横浜市個人情報の保護に関する条例」の規定に従い適正に取り扱います。

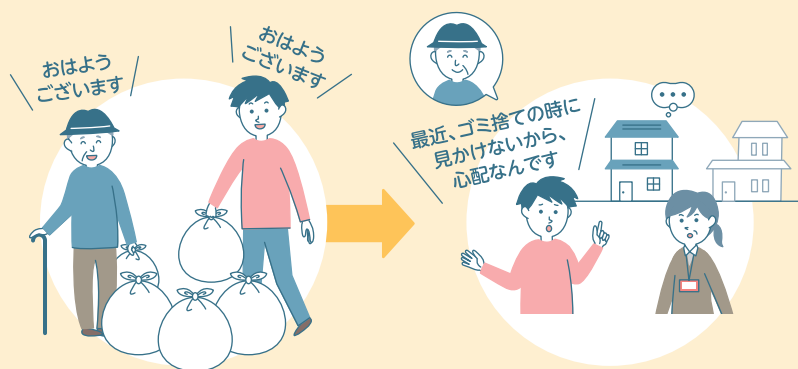
切り取り線

基本目標を実現するための6つの取組

1

身近な見守り・支え合い・助け合いのつながりづくり

日頃から挨拶や声かけをすることで、助け合いや困ったときの支え合いの関係ができ、「安全・安心で暮らしやすいまち」になります。たとえ、**ゆるく小さなつながりや取り組みでも、地域でのつながりは日常的な安心を生みます。**また、災害時の安心にもつながります。



2

一人ひとりに応じた健康づくり

自分や身近な人の心身の健康に関心を持ち、健診等を受け、**自分の状態に応じた健康づくりをしていくことが大切です。**健康への意識を高めることが、身近なところで行う心と体の健康づくりや介護予防に関する取組につながります。



3

健やかにこどもが育つ風土づくり

子育て環境や子育て世代の考えの変化を理解しながら、保護者や地域に見守られ、こどもらしく遊び、学び、成長していけるまちにすることが大切です。**こども自身も、参加するだけでなく地域の中で主体的に関わることで、達成感や自己肯定感を高めることができます。**大人も意識して働きかけることが、**地域でこどもを育てる風土づくりになります。**また、こどもの将来や安全について瀬谷区全体で一丸となって考えていく必要があります。



4

様々な人と人との交流の広がりづくり

誰もが自分らしく暮らしていくために、**関わりを広げながらお互いに知り・認め合うことが大切です。**

こどもや障害者、高齢者、外国にルーツのある方との交流など、世代や文化を超えたより広い交流の場を作りましょう。

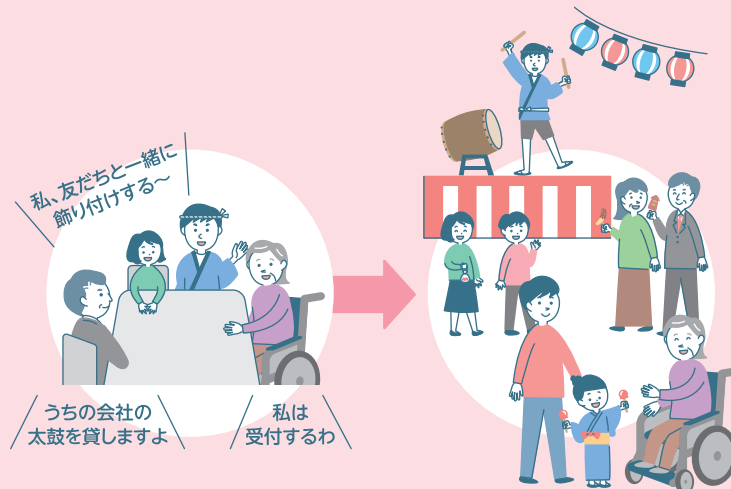
また、誰もが得意なことやできることを生かして活躍できるまちを目指します。



5

それぞれの力を生かすネットワークづくり

行政だけでなく、住民や企業・関係機関(団体)の連携・協働が欠かせない状況となっています。これまでの計画を通して、それぞれの繋がりが増えました。地域のニーズや課題が複雑化した中で、互いを理解し**強みを生かしながらネットワークを強化していくことが、地域で安心して暮らすことにつながります。**



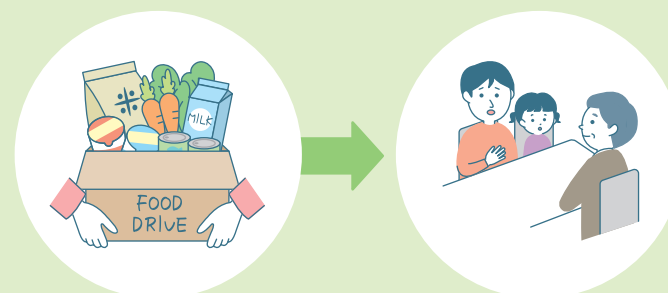
6

必要な情報や支援が届く仕組みづくり

必要な人に必要な情報が届き、そこから相談に繋がることや、**困りごとを抱えている人が声を上げられ、必要な支援が届く**ようにしていくことが大切です。

ICTの活用等により、情報の発信も多様化し、より多くの情報が届くようになりましたが、発信する側も正しい情報を届け、受け取る側も正しい情報を選択する必要があります。

サロンや趣味の活動など身近な集まりの中で、情報を共有・交換することも大切な仕組みの一つです。



✂ 切り取り線

意見募集

素案についてのご意見をご記入ください。

ご意見ありがとうございました。

瀬谷区連合町内会長
瀬谷区自治会町内会長 各位

バトンタッチサポーター制度について(周知)

瀬谷区福祉保健課長

この度は、民生委員・児童委員及び主任児童委員一斉改選に係る候補者の推薦について多大なる御理解・御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

5月の区連会でご案内しておりますが、本年12月から、新たに民生委員・児童委員や主任児童委員(以下、「委員」という。)となる方に対し、一定期間、退任した委員が活動の助言等を行うことにより、経験やノウハウを引き継ぐ「バトンタッチサポーター制度」を試行的に導入します。

新任委員及び退任委員の意向確認や、バトンタッチサポーターの推薦手続きは、各地区民生委員児童委員協議会(地区民児協)において行います。

自治会町内会長の皆様におかれましては、本制度についてご承知おきいただき、一斉改選に係る推薦手続きの際、現在の委員が退任する場合や、欠員地区で新任委員を推薦する場合は、地区民児協と連携して進めていただくようお願いいたします。

<バトンタッチサポーター制度の概要>

	説 明
目的	・新任委員が安心して活動をスタートできる環境を整える ・不安から委員就任を悩んでいる方の後押しにつなげる
対象者	直近の一斉改選で <u>退任される</u> 民生委員・児童委員 及び 主任児童委員 (欠員地区だった場合、直近で退任された方や欠員地区をカバーされていた近隣地区の委員(退任者)や地区民生委員児童委員協議会会長(退任者)が、バトンタッチサポーターとなることも可能。前任者がサポーターを担うことが困難な場合、地区民児協代表了承のもと、前々任等の元職の方がサポーターとなることも可能とします。)
活動内容	①新任の民生委員等が受けた相談に対する助言 ②担当地域の児童や高齢者等への訪問の <u>同行(引継ぎ)</u> など
期間	一斉改選年の 12 月1日から翌年3月 31 日までの4か月間
位置づけ	横浜市の依頼に基づくボランティア
活動費	4,000円(4か月間;交通費・通信費等の実費弁償として)

<問合せ先>

瀬谷区福祉保健課 担当:和田、藤内、久保田
電 話:045-367-5710
FAX:045-365-5718
Email:se-minji@city.yokohama.lg.jp

令和 6 年度横浜市における児童虐待の対応状況について

1 児童虐待の対応状況

瀬谷区の対応件数 589 件は市内 13 番目の数ですが、児童人口比では市人口比 2.52% を大幅に上回る 3.44% で市内 1 番目に多い数です。

	令和 6 年度	令和 5 年度	増減
横浜市	1 3, 4 2 1 件	1 4, 0 3 5 件	－ 6 1 4 件
市児童人口比	2. 5 2 %	2. 7 0 %	－ 0. 1 8 pt
瀬谷区	5 8 9 件	7 1 7 件	－ 1 2 8 件
区児童人口比	3. 4 4 %	4. 2 9 %	－ 0. 8 5 pt

背景には、若年での出産、ひとり親、生活困窮、保護者の疾患など、これらの課題を複合的に抱えている世帯が多いことがあげられます。

2 地域の皆様をお願いしたいこと ～心配な子どもがいたら～

「虐待を受けているかもしれない」「心配な子どもがいる」など、お気づきのこと、気になることがありましたら、まず、その様子をご連絡（相談）ください。

※秘密は守ります。匿名でもかまいません。

連絡（相談）先

【平日】

- ・ 瀬谷区こども家庭支援課 ☎ 3 6 7 － 5 6 0 8 （8:45～17:15）
FAX 3 6 7 － 2 9 4 3
- ・ 西部児童相談所 ☎ 3 3 1 － 5 4 7 1 （8:45～17:15）

【24 時間 365 日受付】

（はまっ子 24 時間）

- ・ よこはま子ども虐待ホットライン ☎ 0 1 2 0 － 8 0 5 － 2 4 0
- ・ 児童相談所全国共通ダイヤル ☎ 1 8 9 （いちはやく）



児童虐待対応の事例の紹介

参 考 資 料
瀬谷区こども家庭支援課

区役所に情報提供すると、「どこから情報提供されたのか。」を相手に知られてしまうのではないかというご心配や、「情報提供した後に、どのように対応しているのか。」といった質問を受けることがあります。

そこで、区民の皆様から、児童虐待に関する情報の提供があった際の、区役所の対応についてご紹介します。

※実際にあった事例から一部加工してあります

【事例】

- ・瀬谷区〇〇町に住む△△さんから、区役所に、情報提供がありました
「近所の住宅から、子どもの泣き声と大人の怒鳴る声が頻繁に(週に2～3回)、夜の7時頃に聞こえてくる。日によっては1時間くらい泣き止まない日もあるので心配で電話した。」

区役所の対応

- ① 情報提供のあった住宅の世帯に関しての調査を行います。

→対象のご家庭が特定できた場合

- ・家庭訪問し、状況確認を行います。

(例)「お子さんのことで心配な様子があると連絡を受けたので、来ました。なにかお子さんのことで、お困りのことはありませんか？」等で状況を調査します。

- ・子どもに心配な状況があれば、面接し改善を図っていきます。
- ・保護者の困りごと等があれば、子育て支援のサービスなどに繋いでいきます。

※ 保護者等から「どこから、連絡があったのか。」と聞かれても、情報提供者の氏名や内容をお伝えすることはありません。

→対象が特定できなかった場合

- ・区役所の子育て相談のちらしなどを各戸へ配布して相談を促します。

【地域の皆様へお伝えしたいこと】

- ・不確定な情報でも「もしかして虐待を受けているのかも。」「子どもに心配な状況があった。」でも構いませんので、知った時にそのままにせずに連絡をお願いします。
- ・情報提供者のことは保護者には伝えないので、安心してご連絡ください。
- ・対応の結果は個人情報保護の観点から、情報提供者にお伝えできませんのでご了解ください。

【児童虐待防止啓発パネルの貸し出しについて】

子育ての悩みに応じた、子育てのヒントや親子の居場所の情報が満載のパネルをこども家庭支援課で作成しました。地域の各種イベント等で活用していただくために、貸出しを行っていますので、気軽にお申し出ください。お問い合わせはこども家庭支援課(4階40番窓口)になります。

令和6年度 横浜市における児童虐待の対応状況

令和6年度の横浜市における児童虐待の対応状況について、区役所と児童相談所のそれぞれの状況をお知らせします。

《令和6年度の傾向》

- ・市全体の対応件数の合計は13,421件となり、前年度から614件の減少(前年度比4.4%減)となりましたが、依然として高い水準にあります。
- ・年齢別件数では、未就学児に相当する「0歳」が85件減(11.0%減)、「1～6歳」が459件減(8.3%減)となるなど、年齢の低い子どもへの対応件数の減少が目立っています。
- ・経路別件数のうち、前年度に比べて増減が大きかった主な経路は、「警察等」からの通告が240件増(5.4%増)、「学校」が109件減(5.1%減)、「近隣・知人」が171件減(18.2%減)でした。

1 児童虐待相談の対応状況

(1) 対応件数 児童虐待(疑いを含む)に係る通告・相談に対し、調査等の対応をした件数

(単位:件)

	令和2年度※	令和3年度※	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
					件数	前年度比	構成比
区役所	3,701	3,821	3,949 4,037※	4,429	4,056	▲373 (▲8.4%)	30.2%
児童相談所	8,853	7,659	9,028 9,103※	9,606	9,365	▲241 (▲2.5%)	69.8%
市全体	12,554	11,480	12,977 13,140※	14,035	13,421	▲614 (▲4.4%)	100.0%

【注】各区分の構成比は、小数点第2位を四捨五入して表記しているため、それらの合計は100.0%にならない場合があります。

※児童虐待相談の対応件数について

令和6年1月にこども家庭庁から示された解釈に基づき、令和4年度以降については、通告・相談受理後の調査等の結果、明らかに虐待行為がないと判断されたケース(虐待非該当ケース)を除外しています。なお、令和2・3年度及び令和4年度の下段の数値については、虐待非該当ケースを含む件数です。

(2) 相談種別件数

(単位:件)

区分	区役所				児童相談所				市全体			
	5年度	6年度			5年度	6年度			5年度	6年度		
		件数	前年度比	構成比		件数	前年度比	構成比		件数	前年度比	構成比
身体的虐待	787	812	25 (3.2%)	20.0%	2,247	2,254	7 (0.3%)	24.1%	3,034	3,066	32 (1.1%)	22.8%
性的虐待	6	20	14 (233.3%)	0.5%	118	110	▲8 (▲6.8%)	1.2%	124	130	6 (4.8%)	1.0%
心理的虐待	1,406	1,326	▲80 (▲5.7%)	32.7%	5,723	5,712	▲11 (▲0.2%)	61.0%	7,129	7,038	▲91 (▲1.3%)	52.4%
ネグレクト	2,230	1,898	▲332 (▲14.9%)	46.8%	1,518	1,289	▲229 (▲15.1%)	13.8%	3,748	3,187	▲561 (▲15.0%)	23.7%
合計	4,429	4,056	▲373 (▲8.4%)	100.0%	9,606	9,365	▲241 (▲2.5%)	100.0%	14,035	13,421	▲614 (▲4.4%)	100.0%

【注】各区分の構成比は、小数点第2位を四捨五入して表記しているため、それらの合計は100.0%にならない場合があります。

(3) 年齢別件数

(単位:件)

区 分	区役所				児童相談所				市全体			
	5年度	6年度			5年度	6年度			5年度	6年度		
		件数	前年度比	構成比		件数	前年度比	構成比		件数	前年度比	構成比
0 歳	349	305	▲44 (▲12.6%)	7.5%	426	385	▲41 (▲9.6%)	4.1%	775	690	▲85 (▲11.0%)	5.1%
1～6 歳	2,267	2,024	▲243 (▲10.7%)	49.9%	3,291	3,075	▲216 (▲6.6%)	32.8%	5,558	5,099	▲459 (▲8.3%)	38.0%
7～12 歳	1,321	1,271	▲50 (▲3.8%)	31.3%	3,447	3,432	▲15 (▲0.4%)	36.6%	4,768	4,703	▲65 (▲1.4%)	35.0%
13～15 歳	374	344	▲30 (▲8.0%)	8.5%	1,534	1,555	21 (1.4%)	16.6%	1,908	1,899	▲9 (▲0.5%)	14.1%
16 歳以上	118	112	▲6 (▲5.1%)	2.8%	908	918	10 (1.1%)	9.8%	1,026	1,030	4 (0.4%)	7.7%
合 計	4,429	4,056	▲373 (▲8.4%)	100.0%	9,606	9,365	▲241 (▲2.5%)	100.0%	14,035	13,421	▲614 (▲4.4%)	100.0%

【注】各区分の構成比は、小数点第2位を四捨五入して表記しているため、それらの合計は100.0%にならない場合があります。

(4) 主たる虐待者別件数

(単位:件)

区 分	区役所				児童相談所				市全体			
	5年度	6年度			5年度	6年度			5年度	6年度		
		件数	前年度比	構成比		件数	前年度比	構成比		件数	前年度比	構成比
実 父	1,206	1,174	▲32 (▲2.7%)	28.9%	4,246	4,248	2 (0.0%)	45.4%	5,452	5,422	▲30 (▲0.6%)	40.4%
実父以外 の 父	48	56	8 (16.7%)	1.4%	314	319	5 (1.6%)	3.4%	362	375	13 (3.6%)	2.8%
実 母	3,131	2,783	▲348 (▲11.1%)	68.6%	4,722	4,551	▲171 (▲3.6%)	48.6%	7,853	7,334	▲519 (▲6.6%)	54.6%
実母以外 の 母	14	8	▲6 (▲42.9%)	0.2%	33	17	▲16 (▲48.5%)	0.2%	47	25	▲22 (▲46.8%)	0.2%
そ の 他	30	35	5 (16.7%)	0.9%	291	230	▲61 (▲21.0%)	2.5%	321	265	▲56 (▲17.4%)	2.0%
合 計	4,429	4,056	▲373 (▲8.4%)	100.0%	9,606	9,365	▲241 (▲2.5%)	100.0%	14,035	13,421	▲614 (▲4.4%)	100.0%

【注】各区分の構成比は、小数点第2位を四捨五入して表記しているため、それらの合計は100.0%にならない場合があります。

次項あり

(5) 経路別件数

(単位:件)

区 分	区役所				児童相談所				市全体			
	5年度	6年度			5年度	6年度			5年度	6年度		
		件数	前年度比	構成比		件数	前年度比	構成比		件数	前年度比	構成比
福 祉 保 健 セ ン タ ー ※1	1,123	1,126	3 (0.3%)	27.8%	490	396	▲94 (▲19.2%)	4.2%	1,613	1,522	▲91 (▲5.6%)	11.3%
他都道府県 市 町 村	223	187	▲36 (▲16.1%)	4.6%	0	0	0 (-)	0.0%	223	187	▲36 (▲16.1%)	1.4%
児童相談所	207	173	▲34 (▲16.4%)	4.3%	797	746	▲51 (▲6.4%)	8.0%	1,004	919	▲85 (▲8.5%)	6.8%
保 育 所	362	327	▲35 (▲9.7%)	8.1%	122	78	▲44 (▲36.1%)	0.8%	484	405	▲79 (▲16.3%)	3.0%
児 童 福 祉 施 設 等	81	105	24 (29.6%)	2.6%	132	89	▲43 (▲32.6%)	1.0%	213	194	▲19 (▲8.9%)	1.4%
警 察 等	5	0	▲5 (-)	0.0%	4,446	4,691	245 (5.5%)	50.1%	4,451	4,691	240 (5.4%)	35.0%
医 療 機 関	189	195	6 (3.2%)	4.8%	175	147	▲28 (▲16.0%)	1.6%	364	342	▲22 (▲6.0%)	2.5%
幼 稚 園	41	70	29 (70.7%)	1.7%	56	45	▲11 (▲19.6%)	0.5%	97	115	18 (18.6%)	0.9%
学 校	841	764	▲77 (▲9.2%)	18.8%	1,284	1,252	▲32 (▲2.5%)	13.4%	2,125	2,016	▲109 (▲5.1%)	15.0%
教育委員会 等	23	9	▲14 (▲60.9%)	0.2%	7	8	1 (14.3%)	0.1%	30	17	▲13 (▲43.3%)	0.1%
児 童 委 員	17	33	16 (94.1%)	0.8%	4	3	▲1 (▲25.0%)	0.0%	21	36	15 (71.4%)	0.3%
家族・親戚	566	531	▲35 (▲6.2%)	13.1%	901	964	63 (7.0%)	10.3%	1,467	1,495	28 (1.9%)	11.1%
近 隣・知人	370	280	▲90 (▲24.3%)	6.9%	568	487	▲81 (▲14.3%)	5.2%	938	767	▲171 (▲18.2%)	5.7%
児 童 本 人	37	22	▲15 (▲40.5%)	0.5%	165	157	▲8 (▲4.8%)	1.7%	202	179	▲23 (▲11.4%)	1.3%
そ の 他 ※2	344	234	▲110 (▲32.0%)	5.8%	459	302	▲157 (▲34.2%)	3.2%	803	536	▲267 (▲33.3%)	4.0%
合 計	4,429	4,056	▲373 (▲8.4%)	100.0%	9,606	9,365	▲241 (▲2.5%)	100.0%	14,035	13,421	▲614 (▲4.4%)	100.0%

【注】各区分の構成比は、小数点第2位を四捨五入して表記しているため、それらの合計は100.0%にならない場合があります。

※1：区こども家庭支援課が業務(母子手帳交付、乳幼児健診、各種手当手続き、保育所相談等)を契機に把握・対応したものと及び市内他区からの住所異動により引き継いだ案件を含む。

※2：継続支援中の児童のきょうだい児について、通告等を経ずに支援対象として支援を開始することが望ましいと判断した案件や、児童の状況確認ができず調査や支援等を行った案件等を含む。

お問合せ先

(記者発表資料全般に関すること)

こども青少年局こどもの権利擁護課長 足立 篤彦 Tel 045-671-4208

(児童相談所に関すること)

こども青少年局中央児童相談所虐待対応・地域連携課長 川尻 基晴 Tel 045-260-6534

【横浜市国民健康保険】【後期高齢者医療制度】

資格確認書等の一斉交付及び専用コールセンターの設置について【情報提供】

1 趣旨

- (1) 現行の紙の保険証の有効期限（令和 7 年 7 月 31 日）を迎える前に、すべての方に「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」をお送りします。（7 月中）
- (2) 国保、後期の加入者様向けの専用コールセンターを設置いたします。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】専用コールセンターが開設されている旨、地区連合定例会等で周知をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。

専用コールセンターが開設されている旨、定例会等で周知をお願いします。

3 情報提供内容

次の内容を記載した資料を単位会長宛に送付します。詳細は別添をご参照ください。

(1) 専用コールセンターの情報

【専用コールセンター】

TEL: 0 4 5 - 5 7 7 - 4 5 9 1

FAX: 0 4 5 - 5 7 7 - 4 5 9 2



令和 7 年 6 月 16 日から令和 7 年 8 月 29 日まで（土日祝日を除く）
9 時から 19 時まで

(2) その他

今回の一斉交付、マイナ保険証の使い方などのご質問等についてまとめています。

健康福祉局保険年金課（国民健康保険）
担当 二瓶、稲川、松崎
電話 045-671-2422 / FAX 045-664-0403
メール kf-kokuho-skk@city.yokohama.lg.jp
健康福祉局医療援助課（後期高齢者医療）
担当 山口、藤井、伊藤
電話 045-671-2409 / FAX 045-664-0403
メール kf-iryoenjo@city.yokohama.lg.jp

【横浜市国民健康保険、後期高齢者医療制度に加入されている皆さまへ】

- 横浜市国民健康保険、後期高齢者医療制度の「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」に関する専用コールセンターを設置します！

【専用コールセンター】

TEL:045-577-4591

FAX:045-577-4592

令和7年6月16日から令和7年8月29日まで（土日祝日を除く）

9時から19時まで

※マイナ保険証の使い方についても、お答えします。

※横浜市国民健康保険、後期高齢者医療制度以外の健康保険の方は、ご加入中の健康保険にお問い合わせください。



- 令和7年7月に送られてくる書類と保険証有効期限後の受診方法について次の表のとおりです。

保険証の有効期限（最長令和7年7月31日）後も、安心して受診をすることができます。

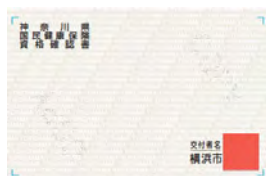
対象者		送られてくる書類	有効期限後の受診方法
国保の加入者様	マイナ保険証が ない 方	『資格確認書』 保険証の代わりとなる書類です。 有効期限は令和9年7月31日までです。	資格確認書
	マイナ保険証が ある 方	『資格情報のお知らせ』 ※加入内容をお知らせする書類です。 (単独で受診をすることはできません)	マイナ保険証
後期の加入者様	マイナ保険証が ない 方	『資格確認書』 保険証の代わりとなる書類です。 有効期限は令和9年7月31日までです。	資格確認書
	マイナ保険証が ある 方		マイナ保険証 (又は資格確認書)

※令和7年4月3日厚生労働省の事務連絡に基づき、後期の加入者様は一律で資格確認書が交付されることとなりました。

＜国保の資格確認書イメージ＞

カードサイズ（健康保険証と同じ）

薄灰色



＜国保の資格情報のお知らせイメージ＞

A4サイズ・白色

＜後期の資格確認書イメージ＞

パスポートサイズ（健康保険証と同じ）

橙色

● 資格確認書等に関する質問



Q1 「資格確認書」はどのような書類ですか

保険証と同じように、医療機関等に提示することで受診をすることができる書類です。横浜市国民健康保険はカードサイズ(薄灰色)、後期高齢者医療制度はパスポートサイズ(橙色)です。

後期高齢者医療制度の加入者様全員と、横浜市国民健康保険の加入者様のうちマイナ保険証がない方にお送りします。

Q2 「資格情報のお知らせ」はどのような書類ですか

加入情報を簡単にご確認いただくための書類となり、「資格情報のお知らせ」単独で受診をするとはできません。

横浜市国民健康保険の被保険者様のうちマイナ保険証がある方にお送りします。

「資格情報のお知らせ」を受け取られた方は、引き続きマイナ保険証で受診ください。

Q3 医療機関のカードリーダーが故障等で使えない場合に、マイナ保険証の被保険者は、どのように受診すればいいのですか。

マイナ保険証の利用登録をしている方には、保険者から「資格情報のお知らせ」(※)を送付します。マイナ保険証を利用できない医療機関等に受診する場合には、マイナ保険証と「資格情報のお知らせ」を一緒に医療機関窓口に掲示いただくことで、受診することができます。

マイナ保険証について

【マイナ保険証とは】

お持ちのマイナナンバーカードを保険証としても利用することです。

この機会にマイナ保険証への切り替えをご検討ください。

<マイナ保険証の主なメリット>

- ・ 過去のお薬情報や健康診断の結果に基づき質の高い医療を受けられます。
- ・ 手続きなしで高額療養費の限度額を超える支払いが免除されます。
- ・ 確定申告時に医療費控除が簡単にできます。

マイナ保険証の利用登録は次の方法で簡単に行うことができます。



【マイナ保険証の利用登録方法】

医療機関、薬局のカードリーダー等で利用登録をすることができます。

詳しい操作方法是、別紙1「マイナナンバーカードの健康保険証利用の申込みは医療機関・薬局の受付でもOK!」または別紙2「セブン銀行ATMをつかったマイナ保険証の作り方」を参照ください。

【マイナ保険証の使い方】

医療機関、薬局のカードリーダーにマイナ保険証を読み取ることで使うことができます。

詳しい操作方法是別紙3「とっても簡単!マイナナンバーカード」を参照ください。

マイナンバーカードの健康保険証利用の申込みは

医療機関・薬局の受付でもOK！

当日その場でも
いいのね♪



マイナンバーカードを医療機関・薬局にお持ちいただくだけで、健康保険証として利用するための申込み手続きや、実際に利用いただくことが可能です！



顔認証付き
カードリーダーに
マイナンバーカードを置く

保険証登録未実施の
場合
次の画面へ

この画面から
お申込み

※顔認証付きカードリーダーの機種によっては本人確認や同意取得の必要となるタイミングが、異なる場合があります。
※申込完了までに少々お時間をいただく場合がございます。
※転職・転居等により保険者が変わり手続が終了していない場合などには、マイナ保険証で受診いただけないことがあります。



セブン銀行 ATM をつかった マイナ保険証の作り方



横浜市青葉区戸籍課 R6.9.12

たった5回操作するだけ

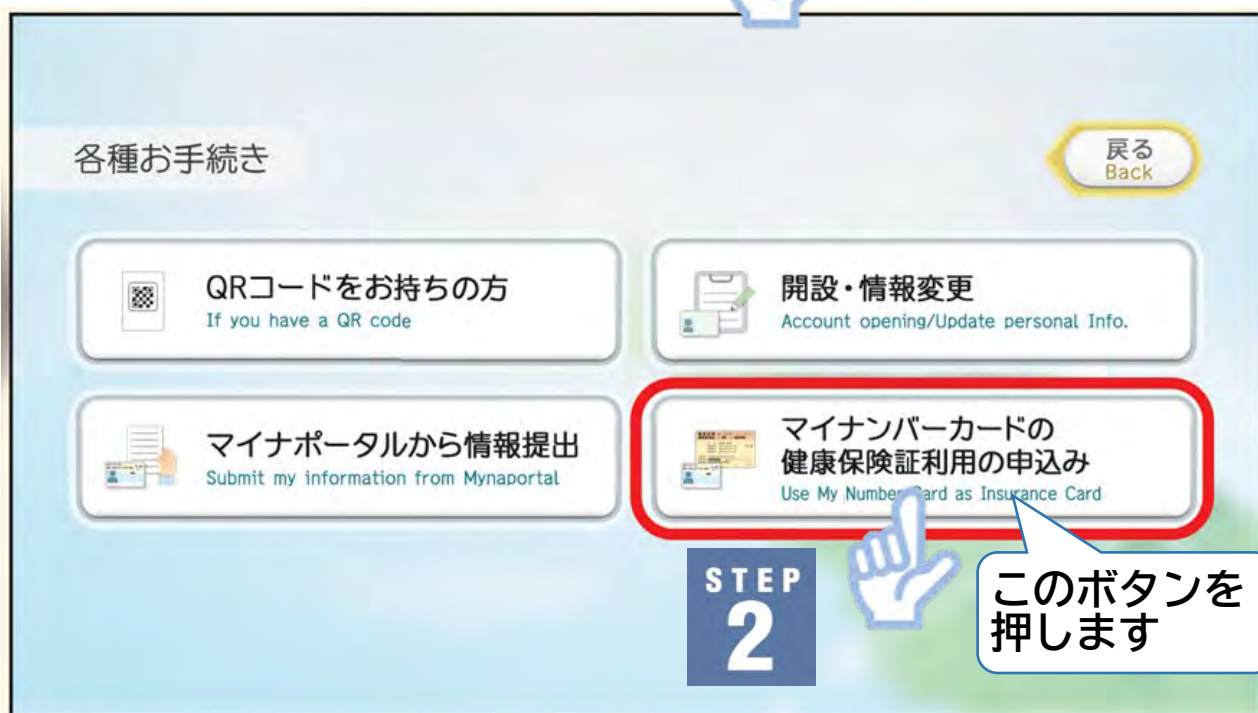
1分

で手続きが終わります！



必要なものは**マイナンバーカード**のみ

操作画面



マイナポータルからのメッセージです

マイナポータル
利用規約

マイナポータル利用規約に同意のうえ、健康保険証利用の申込みを行う
場合、確認を押してください。

STEP
3

このボタンを
押します

確認
Confirm



マイナンバーカードを入れてください

> カード裏面（写真のない面）を上に入れてください

表面



裏面



⚠ ビニールをはずし
裏面を上にしてください

裏面が上です

カードを
入れます

STEP
4

マイナンバーカードの利用者証明用パスワードを
右下のボタンで押してください

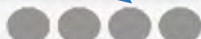
> 入力桁数 4桁

>>> 3回間違えるとカードが使用できなくなります

STEP
5

数字4ケタの暗証番号を入力

利用者証明用パスワード



これで完成です





とっても
簡単!

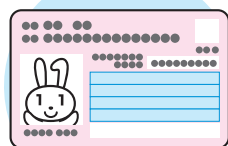
マイナンバーカード

1

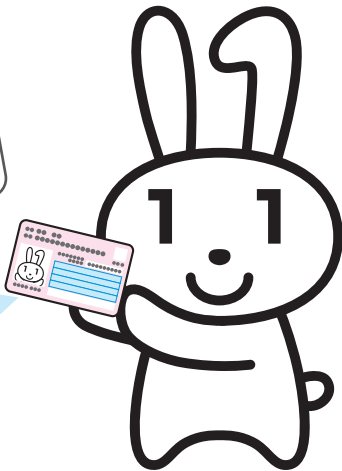


受付

マイナンバーカードを
カードリーダーに
置いてください。



マイナンバーカード



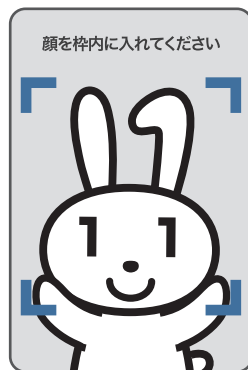
2



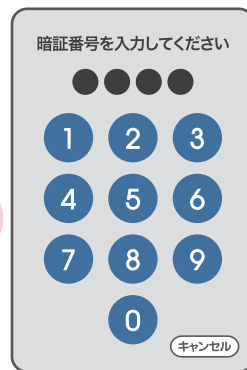
本人確認

顔認証または
4桁の暗証番号を入力してください。

顔認証



暗証番号



or

3



同意の確認

診察室等での診療・服薬・健診情報の
利用について確認してください。

過去の情報を
利用いたします

過去の手術以外の診療・お薬情報
を当機関に提供することに同意し
ますか。
この情報はあなたの診察や健康管
理のために使用します。

同意しない

同意する

(40歳以上対象)
過去の情報を
利用いたします

過去の健康情報を当機関に提供す
ることに同意しますか。
この情報はあなたの診察や健康管
理のために使用します。

同意しない・40歳未満

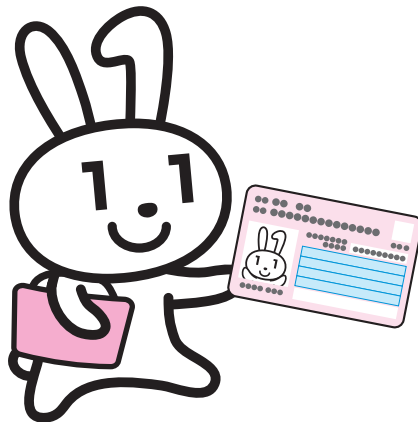
同意する

4



受付完了

お呼びするまでお待ちください。



カードを忘れずに!

医療DXを通じた質の高い医療の提供にご協力ください。

地域の防犯力向上緊急補助金について【情報提供】

1 事業の趣旨

今年度実施している、「地域の防犯力向上緊急補助金」の制度について情報提供させていただきます。

是非、ご活用の参考にいただければ幸いです。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で周知をお願いします。

3 地域の防犯力向上緊急補助金の概要

(1) 対象団体

自治会町内会・地区連合町内会

(2) 補助対象経費

自治会町内会・地区連合町内会が地域の防犯力向上に向け実施する、公益的な取組であるもの

(3) 補助率/補助上限額

10 分の 9 / 20 万円

(4) 申請期間

令和 7 年 4 月 1 日～10 月 31 日

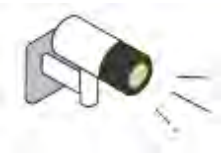
補助率10分の9

上限

20万円

地域の防犯力向上

緊急補助金



使えます!!

★手続き簡単 4ステップ★

ステップ1

やることを決める



Q 防犯活動って何をすればいい?

A 裏面に取組事例を掲載しています。参考にどうぞ♪

Q 取組内容が補助金の対象になるか不安🙄

A 取組前に下記 受付センターへお気軽にご相談ください。

ステップ2

取組を行う、支払う

※ 必ず領収書をお受け取りください。

ステップ3

申請する ← 10月31日まで

ステップ4

請求する

よくある質問はこちらから→



<お問合せ・申請先>

防犯緊急補助金 受付センター連絡先：045-550-5125

受付時間：9:00～17:00(土日祝は除く)

裏面あり

取組事例

防犯パトロールの実施



例えば

自転車のかごや散歩用リードに防犯ステッカーやタグを付けて、お買い物・お散歩ついでに防犯パトロール

補助金活用例

- ・防犯ステッカー、タグ購入費
- ・防犯ベスト購入費
- ⇒ファン付ベストで暑さ対策♪

防犯講座の開催



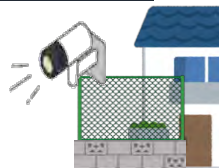
例えば

地域で開催する高齢者サロンなどに防犯講師を招いて防犯講座を開催

補助金活用例

- ・地域住民を対象とする防犯講座、講演会の講師派遣費用
- ・講座用チラシの印刷費

センサーライト等の灯りの整備



例えば

付近に電柱が無い所に、防犯目的でセンサーライトを設置

例：家のフェンス、ベランダの手すり、雨どいなどに設置

補助金活用例

- ・機器購入費
- ⇒電源が取れない所には、ソーラーライト型も！
- ・設置工事費

防犯設備機器の整備



例えば

マンション敷地内の共用部分を撮影する防犯カメラを設置

補助金活用例

- ・防犯カメラ等の機器の購入費
- ・設置工事費

【防犯カメラ参考情報】

道路等の公共空間を撮影する場合、「地域防犯カメラ設置補助金制度」があります。

- ・1台あたり上限28万円（10分の9補助）
- ・申請期限 7月31日

補助金制度の詳細はこちら

地域の防犯力向上緊急補助金

検索



【担当】

横浜市市民局地域防犯支援課
小野寺、早野

電話:045-671-3709

FAX:045-671-0734

E-mail:sh-chiikibohan@city.yokohama.lg.jp

自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金の交付手続き等について【情報提供】

1 趣旨

4 月 1 日から申請受付を開始した「自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金」について、補助金の交付手続き等をご案内します。引き続き、補助金の活用についてご検討ください。

2 お願いしたいこと

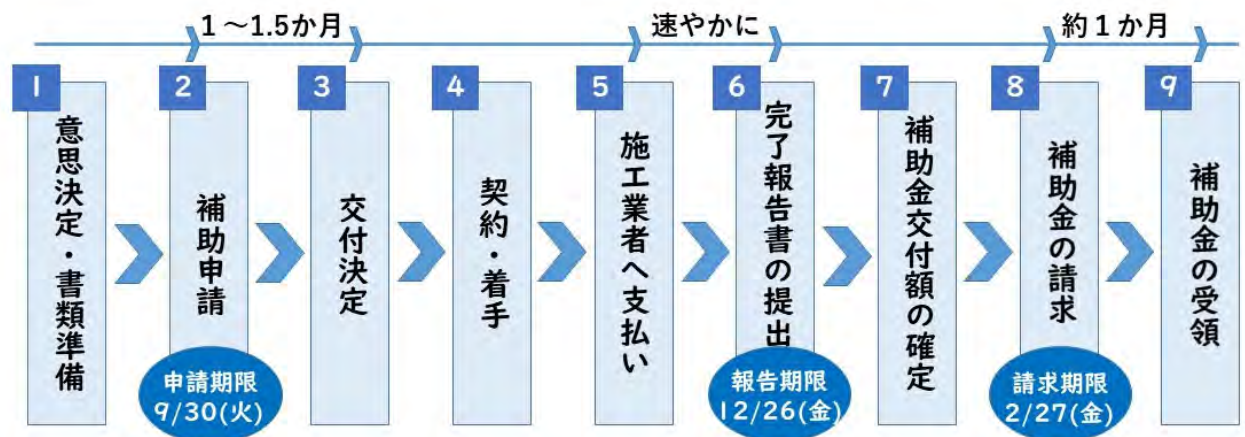
【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

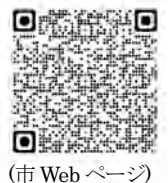
【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 補助金交付の流れ

申請にかかる手続きは、一定の時間がかかることが想定されますので、お早めの手続きをお願いします。



詳細は、「横浜市自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金 募集案内」をご覧ください。また、横浜市 Web ページでは、申請様式もダウンロードできます。



(市 Web ページ)

4 申請状況（6 月 6 日時点速報値）

49 件、31,547,000 円（予算執行率 約 20%）

※予算上限に達し次第、受付を終了します。申請はお早めをお願いします。

5 参考

一般照明用の蛍光灯の製造は、2027 年末で廃止されます。蛍光灯から LED 照明への計画的な交換をご検討ください。

【参考】環境省 HP 一般照明用の蛍光灯の規制 <https://www.env.go.jp/chemi/tmms/lamp.html>

★補助対象などに関するお問合せ・申請窓口	事業実施主体
横浜市住宅供給公社 街づくり事業課 (事務委託先) 電話：045-451-7740（平日 9:00～17:00） Email:yokohama-shoene@yokohama-kousya.or.jp	市民局地域支援部地域活動推進課 担当：佐藤、笹尾 電話：045-671-2317 Email:sh-chiikikatsudo@city.yokohama.lg.jp

区連会 6 月 説明 資料
令和 7 年 6 月 18 日
地 域 振 興 課

自治会町内会長 各位

「瀬谷区多言語生活情報リーフレット」の発行について
(お知らせ)

時下 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より瀬谷区政に御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。

瀬谷区に暮らす外国籍の方は 2,500 名を越え、年々増加傾向にあり、今後も増えることが予想されます。そこで、地域での生活情報にお困りの外国籍の方向けに、生活情報リーフレット（やさしい日本語、ベトナム語、中国語、英語、インドネシア語）を作成しました。チラシの各言語の QR コードを読み込むと、WEB 版のリーフレットを閲覧できます。リーフレット内の URL からやさしい日本語で記載された生活情報を確認することができますので、ご近所でのコミュニケーション等にお役立ていただけると幸いです。

【担当】 瀬谷区地域振興課区民協働推進係

土屋、樋口

電話：045-367-5693

FAX：045-367-4423

せ や く す がい こく ひと
瀬谷区に住んでいる外国の人へ

あなたに知って欲しい
生活の情報



えい ご ばん
英語版 (English)

Check out this guide that helps you quickly access helpful information on administrative procedures, emergencies, and other aspects of life in Seya Ward!

https://www.city.yokohama.lg.jp/seya/kurashi/kyodo_manabi/kyodo_shien/kokusai/tabunka.files/0010_20241202.pdf



ご ばん
インドネシア語版 (Bahasa Indonesia)

Informasi tentang prosedur administrasi sehari-hari, saat keadaan darurat, dan berbagai hal lain yang perlu diketahui oleh penduduk asing di kecamatan Seya.

https://www.city.yokohama.lg.jp/seya/kurashi/kyodo_manabi/kyodo_shien/kokusai/tabunka.files/0012_20250314.pdf



に ほん ご ばん
やさしい日本語版

生活の手続きや緊急のときのことなど、
瀬谷区に住んでいる外国の人に、
知って欲しい生活の情報があります。

https://www.city.yokohama.lg.jp/seya/kurashi/kyodo_manabi/kyodo_shien/kokusai/tabunka.files/0011_20241202.pdf



ご ばん
ベトナム語版 (Tiếng việt)

Có một số thông tin sinh hoạt mà người nước ngoài đang sinh sống tại quận Seya nên biết, bao gồm các thủ tục trong sinh hoạt hằng ngày và những việc cần làm trong trường hợp khẩn cấp.

https://www.city.yokohama.lg.jp/seya/kurashi/kyodo_manabi/kyodo_shien/kokusai/tabunka.files/0009_20241202.pdf



ちゅう ご く ご ばん
中国語版 (中文)

希望居住在瀬谷区的外国人了解的生活信息。
包括怎样办理各种手续，以及紧急情况下该怎么办等。

https://www.city.yokohama.lg.jp/seya/kurashi/kyodo_manabi/kyodo_shien/kokusai/tabunka.files/0013_20250526.pdf



はっ ころ せ や く やくしょ ち い き しん ころ か
発行 瀬谷区役所 地域振興課

さく せい きょうりよく
作成協力

カムオン・シェシェ、にほんごせや、国際交流 Seya、
せやにほんごプロジェクト、瀬谷区地域子育て支援拠点「にこてらす」、
(公財) 横浜市国際交流協会 (YOKE)

せ や く
瀬谷区のホームページ
はこちら



各自治会町内会長 様

健康福祉局ひきこもり支援課長

「ひきこもり相談専用ダイヤル」チラシの掲示について

ひきこもりでお悩みのご本人やそのご家族からの相談をお受けする「ひきこもり相談専用ダイヤル」を、より多くの方に知っていただくため、掲示板にチラシの掲示をお願いします。

- 1 チラシのサイズ
A 4 片面 1 枚

- 2 ひきこもり相談専用ダイヤルの概要
「この先どうなるんだろう…」「家族としてどうしたらよいのか分からない」
今のお困りごとや未来の不安ごとなど、悩んでいるお気持ち・状況を丁寧にお聞きします。

- (1) 電話番号
0 4 5 - 7 5 2 - 8 4 0 0

- (2) 対象となる方
横浜市内在住のひきこもり状態にあるご本人やそのご家族など。
(年齢は問いません)

- (3) 相談受付時間
月曜日～金曜日 9 時～12 時／13 時～17 時 (祝日・年末年始を除く)

担当 健康福祉局ひきこもり支援課 長谷川、加藤
電話 045-752-8463
FAX 045-664-0403
E-mail kf-hkshien@city.yokohama.lg.jp

誰にでも起こりうることで特別なことではありません

ひきこもりの悩みを
お話ししてみませんか？

ホームページへの
リンクはこちら▼



045-752-8400

ひきこもり相談専用ダイヤル

月～金曜 9:00～12:00／13:00～17:00（祝日・年末年始を除く）

無料

秘密
厳守

匿名
OK

年齢
不問

一緒に考えてくれる人
がいるのは心強いです

情報をもらったので
助かりました

自分だけじゃない、
と気がつけました

気持ちをきいてもらえて
心が少し楽になりました

区連会 6 月 説 明 資 料
令 和 7 年 6 月 1 8 日
瀬 谷 区 社 会 福 祉 協 議 会

瀬更保発第47号
令和 7 年 6 月 18 日

自治会・町内会 会長 各位

瀬谷 更生保護協会
会長 高岩 敏和

第75回「社会を明るくする運動」のポスター掲示について（依頼）

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より、更生保護活動に格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

法務省が主唱する“社会を明るくする運動”は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動です。

この取り組みは毎年 7 月 1 日から 3 1 日までの 1 か月間を強調月間としており、瀬谷区では、広報車による啓発宣伝、駅頭啓発、中学生作文コンテスト、地区集会等を行い、青少年健全育成や非行防止並びに更生を支援する活動に努めております。

つきましては“社会を明るくする運動”の強調月間に伴い、PRポスターを各自治会・町内会掲示板へご掲示いただきますようご協力をお願いいたします。

事務局：瀬谷更生保護協会
瀬谷区二ツ橋町 4 6 9
せやまる・ふれあい館 2 階
(瀬谷区社会福祉協議会内)

担 当：福永
電 話：3 6 1－2 1 1 7
F A X：3 6 1－2 3 2 8

Time with Hope

がんばれるのは、
どんなときだろう。
踏ん張れるのは、
どんなときだろう。

自分を認めてくれるひと言。
肩をたたく手の温かさ。
遠くから見守るそのまなざし。

待っている人の
存在に気づいたとき、
立ち直れると信じられる。

たとえ時間がかかっても。

進む、希望とともに。

犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ 第75回 社会を明るくする運動

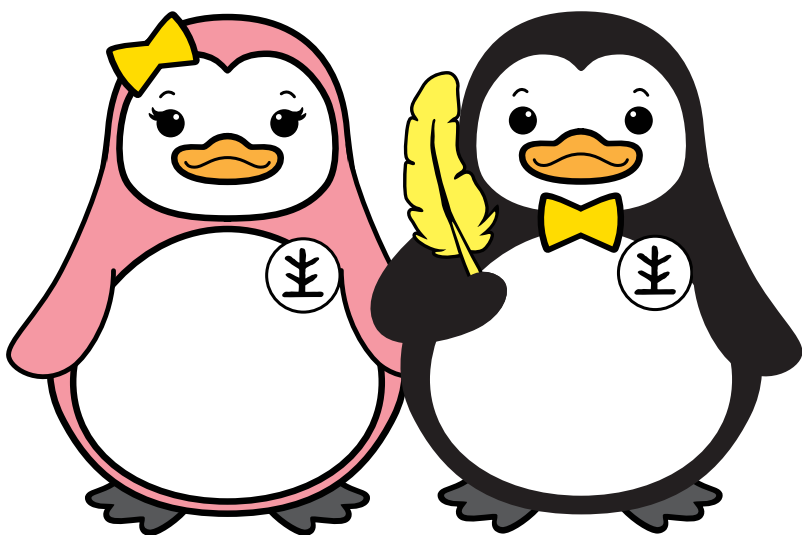
「社会を明るくする運動」は、犯罪や非行から立ち直ろうとする人たちを支え、
新たな被害者も加害者も生まない安全・安心な地域社会を目指す国民運動です。

社明 しゃめい

🔍 検索

更生ペンギンの
サラちゃん

更生ペンギンの
ホゴちゃん



一步を踏み出してみよう！



【一般曹候補生試験案内】対象：18歳～33歳未満

受付期間 第2回 7月 1日(火)～ 9月 2日(日)

第3回 9月16日(火)～11月21日(金)

【自衛官候補生試験案内】対象：18歳～33歳未満

受付期間 7月22日(火)～9月4日(木)

(月1回基準で実施中)

【航空学生試験案内】対象：18歳～33歳未満

受付期間 7月 1日(火)～ 8月29日(金)

資料請求は、下記の電話又はQRコードをご利用ください

自衛隊神奈川地方協力本部横浜中央募集案内所

横浜市中区山下町253-2

電話 045-662-9427



防衛省



70歳以上の高齢運転者の方へ 高齢者講習等の 予約・相談はお早めに！



更新に必要な検査・講習は有効期間が満了する日の6か月前から受検・受講できます。

10月以降は特に混雑が予想されていますので、**早めの受検・受講**をおすすめします！

お近くの自動車教習所等のほか運転免許センターでも受検・受講できます。

ハガキが届いたらお早めにご相談ください。



運転免許センター
高齢運転者予約専用ダイヤル
電話 **0570-050-504**
※ ナビダイヤル
受付時間 9:00～16:00（平日）

※ 自動車教習所等へのお申込みは、希望する教習所へ直接お問合せください。

子どもを犯罪被害から守るために

おおだこポリス 4つのおやくそく



おうちのひとに
いってきます！
おともだちと
あそぼうね！
だまされて
ついていけない！
こわくなったら
おおごえで！



公式X



おどりがた

作ってみよう！こども警察手帳

子どもたちの防犯意識を高めることを目的とした「こども警察手帳」のペーパークラフトをダウンロードできます。



おうちのひとに
いってきます！



ヘルメットを
かぶろう！
のるとき
は
かならずヘルメット



こども警察手帳



ダウンロード



つくりかた

神奈川県警察公式アプリ 「かながわポリス」

県民の皆様の安全と安心に
役立つ機能を多数搭載してい
ますので、ご活用ください。



アプリ
ダウンロード

こども警察手帳には、こんなカードを入れることができるよ！

県民のまもり

KANAGAWA PREFECTURAL POLICE



発行 令和 7 年 6 月
神奈川県警察本部
総務部広報県民課

第320号 電話 045-211-1212
<https://www.police.pref.kanagawa.jp/>

令和7年8月4日から

運転免許更新申請の予約制導入などについて

運転免許センター



予約のイメージ

予約に必要な情報を記載して
更新連絡書（お知らせ）を発送



予約した場所の申請自動受付機
で予約を自動確認

免許更新者



インターネットや電話で、
申請場所や日時を予約し、
確認用二次元コード等を発
行します。

予約制になると
いいことって？

予約制導入の目的

免許更新の際、場所や時間帯
によって、申請者が集中しやす
い状況が多くみられたことから、
予約制を導入することにより、
窓口で「混まない、待たさ
れない」手続きが可能となりま
す。

どんな人が対象
で、どこで？

予約の対象者・手続可能場所

免許証の更新期間内、かつ、申請時神奈川県内にお住
いの方で、全ての講習区分者が対象です。

神奈川県運転免許センター及び県内の警察署（横浜水上
警察署を除く）から免許更新場所を自分で選択できるよう
になりますが、講習区分や免許証の保有状況により制限は
あります。

※ 更新連絡書が届かなかった方や県外から転入される方
は、電話での問い合わせをお願いします。

運転免許センターは令和7年8月1日から キャッシュレス決済を導入します！



自動決済機の導入

令和7年3月から、既に警察署における運転免許の更新など各種手数料のお支払いは、
原則キャッシュレス決済となっています。

令和7年8月1日から、運転免許センターにキャッシュレス決済へ対応可能な自動決済
機を導入予定です。これにより、現金での決済のほか、クレジットカード、電子マネー及
びコード決済を使用した手数料の支払いが可能になります。

※ 令和7年8月1日以降、免許センターでは収入証紙を購入できなくなる予定ですが、
既に購入済みの収入証紙をお持ちの方は令和8年3月31日まで使用できます。

第9回アフリカ開発会議の開催に伴う 警備・交通対策へのご協力を

8月20日から22日の3日間、パシフィコ横浜において開催されます

県警察では、テロ等違法行為を未然に防止し、国内外要人の身の安全と同会議の円滑な進行を確保するため、

◎要人の警護

◎会場、重要施設、公共交通機関等に対する警戒警備

◎会場周辺における交通対策等を行います。



パトロールや検問、職務質問にご理解、ご協力をお願いします。

災害に備えて

毎年9月1日は防災の日です。(防災週間…8月30日から9月5日)



神奈川県警察では、自然災害や事故災害に備え、様々な訓練を行っています。

○災害発生時の行動を家族で話し合い、避難経路や危険箇所を確認しましょう。

○非常食の備蓄だけでなく冷蔵庫なども活用し、1週間の食料を備えましょう。

山の安全・水の安全



昨年の県内の山岳遭難は

183件209人！

(うち死者4人)統計史上過去最多
神奈川県は全国有数の
「山岳遭難多発県」です。

体力不足による山岳遭難が多発しています。
低山と侮ることなく、十分な準備をお願いします。
無理のない登山計画を立てましょう。

昨年の県内の水難は

42件52人！ (うち死者17人)

海や川などでの水難防止

- 海・湖・川などでの水難防止に、
- ライフジャケットの着用
- 飲酒後の遊泳は絶対にしない
- 子供だけで遊ばせない
- 天候を確認する
- 危険な場所に近づかない



不正送金被害に気をつけましょう!!

令和6年のインターネットバンキングに係る全国の不正送金被害金額は

約86億9,000万円



被害者の99%が企業ではなく**個人**です!!!

(出典:令和6年におけるサイバー空間をめぐる脅威情勢等について【警察庁】)



- ◎ メール本文のリンクは、安易にクリックしないようにしましょう。
- ◎ 不正なアプリをインストールすると、犯人が通信を乗っ取り踏み台にされ不正送金等の被害に遭う可能性があります。アプリは、公式ホームページや公式ストアからダウンロードするようにしましょう。
- ◎ 海外製のセットトップボックス(STB)※等の中には不正アプリがインストールされている場合があるので、使用する際は注意しましょう。

※セットトップボックスとは？

テレビやモニターに接続して動画などのコンテンツを表示させる機材をいいます。

入場無料
お子様連れ
大歓迎!

昼ドキイベント・せや

来て、観て、聴いて、一緒に楽しい時間を過ごしましょう!

毎月1回、地域で活動しているグループが

日頃の成果を発表するミニライブです。

7/18(金)

① 斉唱



出演 ローゼンカヴァリエ

② 女声合唱



出演 コール・ヴィヴァーチェ

8/15(金)

① 器楽演奏
(オカリナとギター)



出演 クレッシェンド

② 新体操とバレエ



出演 瀬谷新体操サークル
&
ドルフィン・ラグーン・ダンスアート

9/19(金)

① 管楽アンサンブル



出演 THE NATURAL

② 混声合唱



出演 混声合唱団ヴァンテアン瀬谷

会 場：瀬谷公会堂 講堂 (瀬谷区二ツ橋町190)

時 間：12時00分～13時00分 *11時40分開場



※園芸博このは※

主催：瀬谷区民活動センター

(〒246-0021瀬谷区二ツ橋町469 せやまる・ふれあい館2階)

電話 369-7081/FAX 366-4670



令和7年度『昼ドキイベント・せや』開催予定

* 開催日時：毎月第3金曜日（12:00～13:00） 開演12:00

* 開催場所：瀬谷公会堂 講堂（瀬谷区ニツ橋町190）

開催日	前半（12時～12時30分）	後半（12時30分～13時）
令和7年 10/17	女声合唱 せやあじさいコーラス	合唱 瀬谷混声合唱団
令和7年 11/21	ミュージカル体操 ふれ愛♥音楽塾	声楽アンサンブル演奏 声楽アンサンブル『花音 ^{カノン} 』
令和7年 12/19	ミュージックベルの演奏 ミュージックベル・にじ	ゴスペルコーラス アガペフェロシップクワイア Agape Fellowship Choir
令和8年 1/16	女声二重唱&ピアノの演奏 フラウフェルゼンシュタイン Frau Felsenstein	女声合唱 コーロ・TUTTI（コーロ・トゥッティ）
令和8年 2/20	唄とギター演奏 Keisuke with チェルシー	楽器演奏と歌 グラストンベリーバンド Glastonbury Band
令和8年 3/13 （第2金曜日）	フルートアンサンブル YSFE	ピアノ連弾と器楽によるアンサンブル演奏 アンサンブル・ミルプランタン

※内容・出演者は変更になる場合があります。 ※前半/後半の下段はグループ名です。

7・8月

★GREEN×EXPO2027オリジナルサンバイザー（紙製）

ご来場者様にプレゼント ※数に限りがあるため、在庫限りで終了



公式マスコットキャラクター トウンクトゥンク

GREEN×EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月横浜・上瀬谷

©Expo 2027



9月

★健康チェック（併設イベント）実施

簡単・
気軽に♪

9月19日（金）11：00～12：00、13：00～13：30

場所：公会堂ホワイエ

口腔機能測定※1、生活習慣病のリスク測定※2

（※1滑舌、※2血圧、血管硬化度、血管年齢など）



【瀬谷区福祉保健課健康づくり係】

区連会6月説明資料
令和7年6月18日
地域振興課

自治会町内会長 各位

瀬谷区スポーツ推進委員連絡協議会発行
「瀬谷区スポーツ推進委員だより第35号」の発行について

向暑の候、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より瀬谷区政に御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。

瀬谷区スポーツ推進委員連絡協議会の広報誌である「瀬谷区スポーツ推進委員だより第35号」を発行いたしましたので、配布させていただきます。

ついては、貴自治会町内会において、各役員・各種団体等の皆様に御一読いただきますよう5部送付させていただきます。なお、ご希望の自治会町内会については、ご希望の部数をお送りさせていただきます。

送付物

- ・瀬谷区スポーツ推進委員だより第35号

(担当)

瀬谷区地域振興課区民協働推進係
土屋、矢口

電話:045-367-5694/FAX:045-367-4423

区連会6月説明資料
令和7年6月18日
地域振興課

自治会町内会長 各位

瀬谷区スポーツ推進委員連絡協議会発行
「瀬谷区スポーツ推進委員だより第35号」の発行について

向暑の候、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より瀬谷区政に御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。

瀬谷区スポーツ推進委員連絡協議会の広報誌である「瀬谷区スポーツ推進委員だより第35号」を発行いたしましたので、配布させていただきます。

ついては、貴自治会町内会において、各役員・各種団体等の皆様に御一読いただきますよう5部送付させていただきます。なお、ご希望の自治会町内会については、ご希望の部数をお送りさせていただきます。

送付物

- ・瀬谷区スポーツ推進委員だより第35号

(担当)

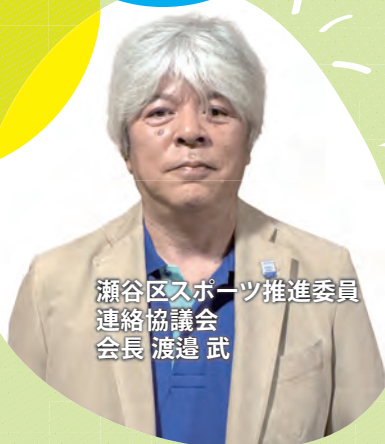
瀬谷区地域振興課区民協働推進係
土屋、矢口

電話:045-367-5694/FAX:045-367-4423



//////////////////// 瀬谷区スポーツ推進委員だより //////////////////////

発行日：令和7年6月18日 発行：瀬谷区スポーツ推進委員連絡協議会広報部会 事務局：瀬谷区地域振興課 Tel045-367-5694



瀬谷区スポーツ推進委員
連絡協議会
会長 渡邊 武

瀬谷区スポーツ推進委員連絡協議会 会長挨拶

この度、瀬谷区スポーツ推進委員連絡協議会会長を務める事になりました相沢地区の渡邊です。スポーツの持つ力を信じ、より多くの方々にその魅力を届けられるよう取り組んでまいります。

健康づくり、仲間づくり、そして地域社会の活性化に貢献できるよう、全力で努めてまいります。皆さまとともに、笑顔あふれる協議会の運営を目指していきたいと考えています。今後ともご支援、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

第35期スポーツ推進委員活動に寄せて

この度は、横浜市スポーツ推進委員をお引き受けいただきまして、誠にありがとうございます。地域に根ざしたスポーツの振興・普及は、地域交流や健康増進につながる、大変重要な活動です。

これから2年間、それぞれのお仕事や活動に加えて、推進委員としてご活躍いただくこととなりますが、健康にご留意いただきながら、スポーツ振興のためにぜひともご理解とお力添えをいただきますようお願いいたします。



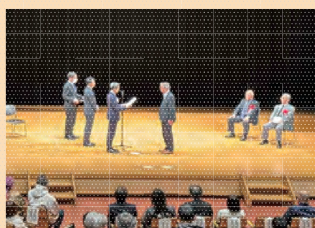
瀬谷区長
山岸 秀之



第35期委嘱式

2025
4.9

令和7年4月9日に行われた委嘱式において、市長による委嘱状が瀬谷区長から推進委員の皆様へ交付され、第35期横浜市スポーツ推進委員として瀬谷区から127名の方が委嘱されました。また、瀬谷区連合町内会自治会連絡協議会高岩敏和会長、瀬谷区スポーツ協会澁谷悦旦会長より、激励のお言葉をいただきました。これから2年任期の1年目がスタートします。皆様、一緒に地域、瀬谷区、市のスポーツを盛り上げていきましょう！



ワールドトライアスロン・パラトライアスロンシリーズ 横浜大会

2025
5.17-5.18

ワールドトライアスロン横浜大会は、今年で15回目の開催となりました。しかし、何故か雨に祟られることが多く、17日は一日を通して雨となり、風も強く吹く過酷なコンディションでしたが、アスリートたちの熾烈なレースと、それを見守る観客の熱気で、良い大会となりました。瀬谷区から動員された19名のスポ推と、事務局の方々の活躍により、事故・怪我なく大会を終えることができ、この日のお酒は格別なものとなりました。（南瀬谷地区 和田）



12地区会長からのメッセージ

阿久和北部地区 西岡会長

初めまして！にしおかです。
今期は12名のメンバーにて、
皆様の笑顔や健康増進につな
がるような「どなたでも楽しめる
スポーツ」も企画。
ぜひ一緒に楽しみましょう！

阿久和南部地区 富樫会長

地域の皆さんと一緒にスポー
ツを通じて、いつまでも笑顔で
健康に過ごせるお手伝いをして
いきたいと思っています。イベント
にまた参加したいと思って
頂けるような取り組みをして
いきたいと思っています。

三ッ境地区 三浦会長

毎年恒例の地区レク・子供レク・
グランドゴルフ大会や、夏祭り
での焼き鳥・焼きそば屋台など、
地域活性化のために日々励ん
でいます。皆さん気軽にご参加
ください。

瀬谷第一地区 幡野会長

主な活動内容は、秋に行われる
瀬谷第一連合町内会のレクリ
エーション大会等です。スポー
ツを通じて子供たちや、高齢者
の方の健康増進に力を注いで
いきたいです。

本郷地区 高橋会長

関連行事は青少年指導員と仲
良く対応しております。来月は
紙ひこき大会を開催します。
「パパ頑張って」との声援も
あり楽しい大会です。ぜひお越
しくださいませ。

瀬谷北部地区 寺谷会長

瀬谷北部地区スポーツ推進
委員は、スポーツ体験会や地区
運動会を主催するだけでなく、
地域の活性化や繋がり強化の
ために、これからも様々な活動
を行っていきます。

瀬谷第二地区 近藤会長

皆様、こんにちは。スポーツを
通じ、地域・人との絆を大切に
活動していきたいと思っています。
これからもよろしくお願いし
ます。

細谷戸地区 金子副会長

今期も4名の推進員でスター
トです。新任者と楽しく明るく
色々なスポーツにチャレンジ
して行きたいと思っています。ど
うぞよろしくお願いいたします。

瀬谷第四地区 加藤会長

レクリエーション大会や餅つき
大会等の運営を行い、今後は
ボッチャやモルック等のスポー
ツイベントを企画し、地域の
皆さんの健康づくりをお手伝い
させて頂きたいと思っています。

南瀬谷地区 佐々木会長

南瀬谷地区では、夏祭りの焼鳥
や、新年祝賀会への参加など、
地域のイベントに積極的に
参加しています。地域を盛り
上げる意欲のある方、ぜひ一緒
に取り組みましょう。

宮沢地区 小川会長

瀬谷小、瀬谷中卒。就職も瀬谷
海軍道路方面で瀬谷区宮沢に
嫁入りしました。2018年に
瀬谷マラソン、こどもの国10分
の2マラソン、横浜赤レンガ
倉庫周辺チョコランに参加㊦

相沢地区 渡邊会長

こんにちは！相沢地区会長の
渡邊です！今年度も部活動
(相沢地区スポーツ推進活動)
を盛り上げていきます！どうぞ
よろしくお願いします！

令和6年度に表彰された

瀬谷区スポーツ推進委員の皆さん <敬称略>

関東スポーツ推進委員協議会表彰 / 横浜スポーツ普及功労賞 / 瀬谷区スポーツ協会体育功労者表彰

相沢地区 渡邊 武

横浜市スポーツ推進委員連絡協議会表彰【40年※】

三ッ境地区 細井 芳明 瀬谷第一地区 上田 敏彦
※ 表彰制度が創設年度のため40年以上の方が表彰されています

横浜市スポーツ推進委員永年勤続者表彰【20年】

三ッ境地区 太刀岡 万里子 瀬谷第二地区 湯谷 はるみ
瀬谷第二地区 富川 丈司 瀬谷第四地区 石田 昭仁
瀬谷第二地区 鈴木 集 相沢地区 足立 恭雄

神奈川県スポーツ推進委員連合会功労者表彰【10年】 / 横浜市スポーツ推進委員永年勤続者表彰【10年】

阿久和北部地区 加藤 俊郎 阿久和南部地区 中野 治
阿久和北部地区 岩城 美和 瀬谷第一地区 増田 浩
瀬谷第二地区 羽鳥 当 細谷戸地区 金子 利津子

本郷地区 鈴木 伸寿
本郷地区 小川 拓磨
相沢地区 根本 和彦



編集後記

新しい年度がスタートしました。ちょうど入学式の時期に桜が見事でしたね。昨年はオリンピック／パラリンピックもあり、そして、地域のスポーツイベントもますますの盛り上がりを見せ、大いに活気づいてきています。皆さん、今年度もたくさんのスポーツイベントにどんどん参加しましょう！ それらの活動状況や楽しさ等をバッチリお伝えしていきたいと思っています。

(相沢地区 根本)